

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日時 令和元年9月26日(木)
開会 午前11時19分
閉会 午前11時39分
- 3 場所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀巖、榊谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長
宮川隆議員、大野慎治議員、水野忠三議員
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 行政課長佐野剛、議会事務局統括主査寺澤顕
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

(1) 委員会提出議案について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

質疑なく、議案を本日の日程に追加し審議することに決した。

(2) 議員提出議案について

須藤委員長：2件あるが、「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」が先の提案となっているが。

榊谷委員：先に提出されたからか。

梅村議長：提案説明については、以前行っていたように会派で順番に提案すると決まった。先に「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」が提出されていたようだが、同時に、提案説明者をどの会派が行うかを決めたので、結果的に今回このようになった。全員一致したものは会派で順番に提案説明していくということで一致した。

(3) 陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：先程、厚生・文教常任委員会委員長から報告されたが、陳情第18号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」及び陳情第19号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を請願並みに取り扱うとして、委員会で採決されたところである。同陳情を請願並みに取り扱い本日の日程に追加し審議するのか審査いただきたい。

質疑なく、陳情第18号及び第19号を請願並みに取り扱うとして本日の日程に追加し審議することに決した。

(4) 令和元年12月(第4回)岩倉市議会定例会会期(案)について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明

質疑なく、資料のと通りの会期(案)と決した。

(5) その他

宮川議員：先程、本会議の総務・産業建設常任委員会委員長報告で委員長が辞任するという発言があった。これは本定例会中に辞任するのか、定例会後に辞任するものなのか。

堀委員(総務・産業建設常任委員会委員長)：出来れば本定例会中に辞任したい。定例会中ならば委員会又は議長の許可が必要という委員会条例の規定があるので、そのどちらかとしてほしい。委員長の空白期間が生まれると閉会中の継続審査事項等の関係もある。私としては新たな委員長の元での委員会をお願いしたいと考えている。

梅村議長：全日程を終えた後に委員会を開いた方がよい。議長個人の判断ではなく、委員会の互選によって選ばれている経過もある。

議会事務局統括主査：2年前に委員会条例を改正する際に全国市議会議長会にも問い合わせた件にも似通るが、常任委員会を開催するに当たって、相応の理由が必要である。従来の議案等の付託、正副委員長の不在であって、委員長を互選するためだけに委員会を開けるかと言われるとそうではない。

梅村議長：過去の委員長が、委員会の採決の結果とは違った判断を本会議にて表明されたという例はある。今回はその責任を取りたいという委員長の意向であるが、そこまでもとめてしまうのもどうかと考える。議員であれば誰もが自分の意思を通したいと思っている中での判断と委員長としての役割としての判断、しかし、最後は議員としての個々の判断も大切に思う。選挙を経て議会の場に立つという側面もある。そのことを考えると委員長辞任願の許可とまではいかないと考える。

片岡委員：堀委員は慣例を根拠に辞任を申出されたのか。

堀委員：慣例である。

片岡委員：私も今の議長の考えのとおりで辞任の必要まではないと考えている。責任を取って辞任するといわれるならば、それこそが委員長を引き受けた責任を果たしていないと考える。委員長を引き受ける際にこのようなことも想定できたはずである。本会議で委員会の採決結果と違う判断をしたとしても問題ないと考える。

宮川議員：私も同様の主旨である。委員長としての責任は介在するが、それは委員会の運営に属する部分である。委員長として委員会の中立性を保つのは当然の義務である。今度は本会議場における一議員としての判断をど

うするかということは、岩倉市議会のような少数の議員数であると一人の議員が担う部分は大きいと考える。委員長であるからといって、議員の責務や権利を束縛する、規制をかけるということは疑義があると考え。今回の委員長の判断というのは、議会運営の中で想定されることであって、辞任までは必要ないと考える。

須藤委員長：委員会で諮らないといけない。

大野議員：仮に辞任願を提出したらどうなるか。そのまま12月定例会まで持ち越すのか。

宮川議員：そのとおりである。

大野議員：副委員長が代理者として委員長職を行うのか。

宮川議員：仮に閉会前に議長あてに提出されて許可されたならば、議長は本会議で報告し、閉会後の委員会は副委員長が職務を代理することになる。

閉会後の提出ならば、次の定例会までは辞任願は出されたものの現委員長が職務を全うすることになる。どの時点で辞任願を出すかによって、その後の委員会が大きく変わるので委員に尋ねたところである。

水野議員：何か案件を作って付託して人事案件を行ってはどうか。人事案件のみでの開催が不可能であれば行政視察について話し合うなど何かないか。

宮川議員：それは協議会レベルの話である。

大野議員：私は、委員長は公正公平であると考えている。堀委員も同様の考えの元委員長に就任したと思う。本人の意思によるところではないか。

梅村議長：委員長は委員会の互選で選ばれているので、委員長1人の意思というわけにもいかないと思うがどうか。委員会の委員が許可しない限り、辞任は難しいのではないか。

宮川議員：辞任願を提出することを止めるということは考えていないが、先程堀委員が言われたように、今後の委員会運営や行政視察を考えると委員会運営上の支障を考えたときに慎重に取り扱う内容なのかと考えている。

大野議員：本会議場で述べてしまっているので、本来はこのような場で辞職の意思があると述べるべきであったと考える。

須藤委員長：辞任願は作成されたのか。

堀委員：これからである。

宮川議員：委員長の意思を尊重するのであれば、議会終了後に提出してもらい、そのまま保留することができる。

堀委員：今後の視察等もあるので、支障をきたさないよう12月定例会まで保留する。全員協議会で全議員に議論してもらうことも可能であれば。

柘谷委員：以前に9月定例会が始まる前に、別の理由で委員長を辞すべき

ということがあった。そして交代したが、議長が本会議で報告して委員長を交代したことがある。

梅村議長：今回の理由がこれまで辞していないという理由である。同じケースで辞していない委員長もあった。簡単には結論が出ないことと捉えている。

須藤委員長：12月議会に結論を出すということで、閉会中の全員協議会で各議員から意見をいただくということでよろしいか。辞任願は議会終了後の提出となると確認した。

10 その他

特になし。